

●香川県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

善通寺市善通寺町字程坂3681の10、3681の11、3681の12、3681の19、3681の60、丸亀市本島町小阪字小阪1157の2、1386の14、観音寺市大野原町井関字有松乙190の1・乙191・乙192・大野原町田野々字美田乙20・字下美田乙19の6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、乙19の2、豊浜町和田字大谷丙473・丙482（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、仲多度郡まんのう町山脇字多治川745の27、745の37、745の188、745の221

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに善通寺市農林部農政課、丸亀市都市経済部農林水産課、観音寺市経済部農林水産課及びまんのう町農林課に備え置いて縦覧に供する。）